

## 第 50 会期国連宇宙空間平和利用委員会 法律小委員会の開催結果について

平成 23 年 4 月 20 日  
文部科学省

### 1. 概要

国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会(以下、「法小委」)は、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)の下に設置された小委員会であり、宇宙活動に係る諸問題について法的側面からの検討を行っている(年1回開催)。第50会期は、以下の通り開催された。

### 2. 今次会合の主な議題と結果

- (1) 期間 2011 年 3 月 28 日(月)～4 月 8 日(金)
- (2) 場所 国連ウィーン国際センター(オーストリア共和国)
- (3) 参加国 52 力国(その他、オブザーバーが参加)  
我が国からは、外務省、文部科学省、宇宙航空研究開発機構、慶意義塾大学(専門家)が出席した。
- (4) 今次会合の主な議題・議論と結果(議題毎の概要は(参考)参照)

宇宙の平和利用に関する各国の国内法制に関する情報交換

米国の提案により 2008 年法小委から議題化された。本議題は、各国による国内法制の作成に資するため、宇宙の平和利用に関する各国の国内法制の情報交換を行うものである。これまでの審議期間、我が国からは、宇宙基本法を踏まえた、

最近の動向について紹介するとともに、宇宙活動法の検討状況に関するプレゼンテーションを実施してきた。これに対して、各国から高い関心が示されている。今次法小委においてはドイツ、米国、ロシア、フランス、中国、スペイン等が発言を行った。

フランスからは、昨年 12 月の仏国宇宙活動法の発効とともに、これまでフランス国立宇宙研究センター(CNES)が行っていた許認可は、手続きも含めて、技術経済省の管轄となったこと等が報告された。

また、国連総会決議を目指して各国の国内法制に関する文書を作成することも視野に入れて、本議題報告書の更なる精査のために、本議題を一年延長する合意が得られた。

#### 会議運営の改善

フランス、イタリア、オランダから、法小委の会期短縮が提案されたが、チェコ、ブラジル、ロシア、ベネズエラはこれに反対した。また、コスト削減の観点から、未定稿(Unedited trans Gript)を廃止してデジタル録音に変更することや、国連公用語への翻訳を要する文書の削減または短縮などが議論された。我が国からは、合意形成が可能なものから議論してはどうかとの旨発言した。今次法小委では、会議運営の改善を法小委の新規議題候補として取り扱うかについても合意に至らず、来る 6 月の本委員会において非公式会合を開催し、議論を継続することとなった。

COPUOS 設立 50 周年記念会合宣言案に関する非公式会合

我が国より、50 周年記念会合宣言は法的拘束力のないものとすべきとのコメントとともに、上記コメントに従った文言修正を

依頼し、各国合意した。

また、各国より同宣言案の一部修正の提案があったが、最終的に合意がなされた。

その他

従来より、意見が対立し、議論が平行線をたどっている、「宇宙空間の定義」、「静止軌道問題」及び「包括的宇宙条約」に関しては、今次法小委でも特段の議論の進展はなかった。

(了)

## 個別議題の結果

### 1. 議題採択・議長発言(議題 1-2)

提案通り議題が採択され、議長発言ののち各議題及び各 WG 設置の説明があった。

### 2. 一般発言(議題 3)

本議題では、各国から、宇宙開発の状況、宇宙活動に伴う法的側面への対応、法小委への取組について発言が行われた。

我が国からは、我が国の宇宙開発の状況について、宇宙基本法に基づく国内の検討状況、法小委への我が国の対応、若田宇宙飛行士の国際宇宙ステーション船長選出、「はやぶさ」に関する最新の状況、「IKAROS」に係る検証、宇宙物体登録の実行等に関する発言を行った。

### 3. 宇宙 5 条約のステータスと適用(議題 4)

本議題では、包括的宇宙条約に関し、ロシアから、その必要性に関する発言があったが、特段議論が行われることはなく、引き続き本議題の下で議論が行われることになった。

オランダより提案のあった、月探査活動の進展について情報共有すべきという意見について、各国から支持があり、月協定の議論は次回法小委でも引き続き行うこととなった。

### 4. 宇宙法に関連する国際機関の活動状況(議題 5)

本議題では、国際法協会(ILA)、European Space Agency(ESA)、INTERSPUTNIK から活動報告が行われた。

## 5. 宇宙空間の定義(議題 6(a))

本議題では、第 6 会期(1967 年)以来、宇宙空間の定義について議論が行われてきており、今次法小委でも、ロシア、インドネシア、モロッコ等からの宇宙空間の定義を必要とする立場からの発言に対して、米国からは、宇宙空間の定義は必要ではないとの立場から発言が行われた。次回以降も、引き続き本議題の下で議論が行われることになった。

## 6. 静止軌道問題(性質と応用)(議題 6(b))

本議題では、静止軌道に赤道直下諸国の主権的または優先的権利を認めるべきとする赤道直下諸国と、それに反対する先進国との間で議論が行われている。

今次法小委でも、従来と同様、中南米諸国等から静止軌道に対する平等なアクセスの必要性に関する発言があったが、特に新たな展開は無かった。

## 7. 原子力電源(NPS)原則のレビュー(議題 7)

本議題では、「宇宙空間における原子力電源の使用に関する原則宣言」(NPS)原則のレビューを行っている。

ベネズエラ、コロンビアからは、法的拘束力のある文書に向けて、NPS原則のレビューを実施すべき旨主張があり、これに対しロシア、ブラジル、チリからは深宇宙探査には NPS が不可欠であり、現実的な立場に立つべきである旨応答した。中国からは月探査計画等で、NPS を利用する可能性があることに言及し、NPS の利用は国際法上合法であり、問題はいかに適切にそれを使うかであり、事前の過大な制限には賛成出来ない旨発言があった。また、韓国も、将来的には NPS の利用を視野に入れている旨言及があった。

## 8. 可動物件の国際的権益に関する条約宇宙資産議定書予備草案の検討(議題 8)

本議題では、「可動物件の国際的権益に関する条約宇宙資産議定書予備草案」に関し、国連との関係及び既存宇宙法体系との関係について、議論がなされている。私法統一国際協会(UNIDROIT)から、本年2月に開催した第5回政府専門家委員会合会で予備草案をほぼ確定し、議定書採択のための外交会議を2012年に開催する予定である旨報告があった。米国、カナダ、イタリアから、本議題を明年議題として残すべき旨発言があり、我が国もそれを支持した。結果、本議題の継続が合意された。

## 9. 宇宙法に関する能力開発・人材育成(議題 9)

各国から、自国が行った宇宙法に関する人材育成に係る活動について報告があり、我が国からは国際宇宙法学会(IISL)が運営する国際宇宙法模擬裁判(Manfred Lachs Space Law Moot Court)への参加に関し、JAXA がアジア・太平洋地域の代表学生チームに資金的支援を行い、アジア・太平洋地域での宇宙法における人材育成を積極的に努めていることについての報告と、アジア太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)の枠組みを通じて、教育・訓練や教材交換の機会増大に取り組んでいる旨報告した。

## 10. スペースデブリ低減に関する国内メカニズムに関する t 報交換(議題 10)

2008 年会合におけるイタリアの提案により議題化されたものである。各国から、スペースデブリ低減に関する活動状況の紹介があり、日本からは宇宙基本計画におけるデブリ低減の姿勢と、JAXA の活

動は 2007 年国連総会決議として採択されたデブリ低減ガイドライン及び 2010 年に国際標準化機構(ISO)が制定した「スペースデブリ低減規格」に合致していること等を紹介した。

チェコから、「スペースデブリガイドラインのレビュー(国連総会決議としての原則化を視野に入れた法的分析)」の新規議題化提案があり、非公式会合が開催されて議論されたが、国連スペースデブリガイドライン制定後 4 年しか経過しておらず時期尚早であり、各国の国内履行状況を見るのが先決とする米国・ロシア・フランス等から懸念が表明され、各国の合意は得られなかった。

#### 11. 宇宙の平和利用に関する各国の国内法制に関する情報交換(議題 11)

米国の提案により 2008 年法小委から議題化された。本議題は、各国による国内法制の作成に資するため、宇宙の平和利用に関する各国の国内法制の情報交換を行うものである。これまでの審議期間、我が国からは、宇宙基本法を踏まえた、最近の動向について紹介するとともに、宇宙活動法の検討状況に関するプレゼンテーションを実施してきた。これに対して、各国から高い関心が示されている。今次法小委においてはドイツ、米国、ロシア、フランス、中国、スペインが発言を行った。

フランスからは、昨年 12 月の仏国宇宙活動法の発効とともに、これまでフランス国立宇宙研究センター(CNES)が行っていた許認可は、手続きも含めて、技術経済省の管轄となったこと等が報告された。

また、国連総会決議を目指して各国の国内法制に関する文書を作成することも視野に入れて、本議題報告書の更なる精査のために、本議題を一年延長する合意が得られた。

#### 12. 来年法小委議題(議題 12)

「会議運営の改善」が議論された。フランス、イタリア、オランダから、法小委の会期短縮が提案されたが、チェコ、ブラジル、ロシア、ベネズエラはこれに反対した。また、コスト削減の観点から、未定稿(unedited transcript)を廃止してデジタル録音に変更することや、国連公用語への翻訳を要する文書の削減または短縮などが議論された。我が国からは、合意形成が可能なものから議論してはどうかとの旨発言した。今次法小委では、会議運営の改善を新規議題候補として取り扱うかについても合意に至らず、来る 6 月の本委員会において非公式会合を開催し、議論を継続することとなった。

次回の第 51 会期法律小委員会は、来年 3 月 19 日から 3 月 30 日に開催されることとなった。

#### 13. その他

本会合中、COPUOS 設立 50 周年記念、有人宇宙飛行 50 周年記念イベントに関する非公式会合、ロシア主催による有人宇宙飛行 50 周年イベント、IISL/ECSL 主催による「宇宙空間の定義」に関するシンポジウム、オーストリア主催のソフトローに関する非公式セミナー等が開催された。

(以上)